

# 「資金決済法等に関する説明会」 開催のお知らせ

平成22年4月より、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、「資金決済に関する法律」（資金決済法）が施行されています。

資金決済法をよりご理解頂くため、沖縄総合事務局と一般社団法人日本資金決済業協会との共催で「資金決済法等に関する説明会」を開催いたします。

参加をご希望の方は下記お問い合わせ先にお申込みください。

## 【資金決済法等に関する説明会】

日 時：平成30年2月21日（水） 14：00～16：00

場 所：沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎2号館1階 共用会議室

主 催 者：沖縄総合事務局、一般社団法人日本資金決済業協会

説明内容：

- ① 登録、届出、変更届出等の諸手続きについて
- ② 基準日報告書、発行保証金の供託等について
- ③ 払戻し手続きについて
- ④ 立入検査における指摘事項の動向について
- ⑤ 質疑応答
- ⑥ 前払式支払手段発行事業実態調査及び利用実態調査の概要について
- ⑦ 一般社団法人日本資金決済業協会の事業活動について

\* 参加料無料。

\* 前払式支払手段発行者の代表者及び担当者のほか、今後、前払式支払手段の発行を検討されている方なども参加可能です。

## （ご参考）商品券やプリペイドカードの法律をご存知ですか？

商品券やカタログギフト券、磁気型やIC型のプリペイドカード、インターネット上で使えるプリペイドカード等の発行者で一定の要件を満たす場合は、資金決済に関する法律の適用を受け、主たる営業所等を管轄する財務（支）局長又は沖縄総合事務局長に「前払式支払手段発行者」の届出・登録をする必要があります。



### 【お問合せ先】

内閣府沖縄総合事務局財務部金融監督課  
(TEL) 098-866-0095  
(担 当) 中村・新城